

令和 7 年 2 月 21 日

仙台市内

就労移行支援事業所

就労継続支援 A 型事業所 各位

就労継続支援 B 型事業所

仙台市健康福祉局

障害福祉サービス指導課長

施設外就労実施時に事業所に置くべき報酬算定上必要とされる
職員数の算出方法について（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設外就労実施時に事業所に置くべき職員配置数については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（H19.4.2 障障発第 0402001 号）」に規定されているところですが、この度、当該規定の解釈等について厚生労働省へ照会を行い回答を得たことから、本市として下記のとおり取り扱いを整理しましたので通知いたします。

施設外就労を実施する障害福祉サービス事業所におかれましては、本通知の記載内容を十分にご確認いただくとともに、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 要件

施設外就労実施時に事業所に配置する職員については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対し報酬算定上必要とされる人数を常勤換算により配置する必要があると定められています。

施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。

参照：「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（H19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号）」の 2(2)①イ（一部抜粋）

2 算出方法

- ① 前年度平均利用者数（事業所内）を算出する。

$$\left(\text{A 前年度延べ利用者数} - \text{B 前年度施設外就労実施延べ利用者数} \right) \div \text{C 前年度開所日数} = \text{前年度平均利用者数（事業所内）}$$

ただし、新規指定から6ヶ月未満の場合は「定員×0.9」を、定員増から6ヶ月未満の場合は「前年度の平均利用者数＋定員増加分の90%」が前年度平均利用者数（事業所内）となります。

※「年度」とは原則4月1日から翌年3月31日までを指しますが、新規指定および定員変更から一定期間は、上記A～Cの対象となる期間が異なるため注意が必要です。具体的には次のとおりです。

（ア）新規指定および定員増からの期間	A・B・Cの対象期間
6ヶ月以上1年未満	各月の直近6ヶ月間
1年以上 （前年度1年間の実績が無い間）	各月の直近12ヶ月間
上記以外	前年度（4～3月）

（イ）定員減少からの期間	A・B・Cの対象期間
3ヶ月未満	前年度（4～3月）の平均利用者数をそのまま使用
3ヶ月以上 （前年度1年間の実績が無い間）	定員減少後3ヶ月間
上記以外	前年度（4～3月）

- ② ①で算出した前年度平均利用者数（事業所内）を当該サービス費区分の割合に応じて割って算出された人数（常勤換算）の職員を事業所に配置する。

$$\text{前年度平均利用者数（事業所内）} \div \text{サービス費区分の割合} \times \\ = \text{事業所内に報酬算定上必要とされる人数（常勤換算）}$$

※サービス費区分の割合（例）

就労継続支援B型事業所でサービス費区分Ⅰ（6：1）を選択している場合は「6」

就労継続支援A型事業所でサービス費区分Ⅰ（7.5：1）を選択している場合は「7.5」 など

【算出例】 サービス：就労継続支援B型 新規指定日：令和6年5月1日 定員：20人 人員配置区分：6：1	
期 間	①平均利用者数（事業所内）②事業所内に報酬算定上必要とされる人数(常勤換算)
令和6年5月 ～令和6年10月 ※施設外就労しか実施しない事業所であっても事業所内に配置が必要	① $20 \text{ 人} \times 0.9 = 18 \text{ 人}$ ② $18 \text{ 人} \div 6 = 3.0 \text{ 人 (常勤換算)}$ 事業所内  管理者・サビ管  職員 (常勤換算3.0以上) 施設外就労先  職員  利用者
令和6年11月 ～令和7年4月 ※毎月、直近6か月の平均利用者数を算出し、基準を満たすことが必要	R6.5～10月の延べ利用者数 500人，うち施設外就労実施延べ利用者数 200人，開所日数 100日 ① $(500 \text{ 人} - 200 \text{ 人}) \div 100 = 3 \text{ 人}$ ② $3 \text{ 人} \div 6 = 0.5 \text{ 人 (常勤換算)}$ 事業所内  管理者・サビ管  職員 (常勤換算0.5以上) 施設外就労先  職員  利用者
令和7年5月 ～令和8年3月 ※前年度1年間の実績が出るまでは毎月、直近の12か月の平均利用者数を算出し、基準を満たすことが必要	R6.5～R7.4月の延べ利用者数 1,500人，うち施設外就労実施延べ利用者数 550人，開所日数 200日 ① $(1500 \text{ 人} - 550 \text{ 人}) \div 200 = 4.75 \text{ 人}$ ② $4.75 \text{ 人} \div 6 = 0.79 \dots \rightarrow 0.8 \text{ 人 (常勤換算)}$ 事業所内  管理者・サビ管  職員 (常勤換算0.8以上) 施設外就労先  職員  利用者
令和8年4月 ～令和9年3月 ※年間を通じて②で算出された人数について事業所内に配置が必要	R7.4～R8.3月の延べ利用者数 2,000人，うち施設外就労実施延べ利用者数 750人，開所日数 200日 ① $(2000 \text{ 人} - 750 \text{ 人}) \div 200 = 6.25 \text{ 人}$ ② $6.25 \text{ 人} \div 6 = 1.04 \dots \rightarrow 1.1 \text{ 人 (常勤換算)}$ 事業所内  管理者・サビ管  職員 (常勤換算1.1以上) 施設外就労先  職員  利用者

3 注意すべき事項

- 事業所内に必要とされる職員は、施設外就労に随行する職員とは別に報酬算定上必要とされる人数を常勤換算により配置する必要があります。
- 施設外就労のみ実施している事業所であっても、新規指定から6ヶ月の実績がでるまでは事業所内に職員の配置が必要です。

以上

担 当：障害福祉サービス指導課

指導第一係（担当区：青葉・泉区）

022-214-6141

指導第二係（担当区：宮城野・若林・太白区）

022-214-8743

E-mail：shougaishidou@city.sendai.jp